

令和5年度答申第3号  
令和5年4月13日

諮問番号 令和4年度諮問第93号（令和5年3月28日諮問）  
審査庁 厚生労働大臣  
事件名 未払賃金の立替払事業に係る事業主についての不認定処分に関する件

## 答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

## 結 論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

## 理 由

### 第1 事案の概要

#### 1 本件審査請求の骨子

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が立替払事業に係る賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号。以下「賃確法」という。）7条及び賃金の支払の確保等に関する法律施行令（昭和51年政令第169号。以下「賃確令」という。）2条1項4号に基づく認定申請（以下「本件認定申請」という。）をしたのに対し、A労働基準監督署長（以下「処分庁」という。）が不認定の処分（以下「本件不認定処分」という。）をしたところ、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

#### 2 関係する法令の定め

- (1) 賃確法7条は、労働者災害補償保険の適用事業に該当する事業の事業主（厚生労働省令で定める期間以上の期間にわたって当該事業を行っていたものに限る。）が破産手続開始の決定を受け、その他政令で定める事由に

該当することとなった場合において、当該事業に従事する労働者で所定の期間内に当該事業を退職したものに係る未払賃金（支払期日の経過後まだ支払われていない賃金）があるときは、当該労働者の請求に基づき、当該未払賃金に係る債務のうち所定の範囲内のものを当該事業主に代わって政府が弁済するものとする旨規定する。

- (2) 賃確法7条における上記「その他政令で定める事由」について、賃確令2条1項4号は、事業主（賃確法7条の事業主をいう。ただし、賃確令2条2項の中小企業事業主であるものに限る。）が事業活動に著しい支障を生じたことにより労働者に賃金を支払うことができない状態として厚生労働省令で定める状態になったことについて、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主に係る事業を退職した者の申請に基づき、労働基準監督署長の認定があったこととする旨規定し、この「厚生労働省令で定める状態」について、賃金の支払の確保等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第26号。以下「賃確則」という。）8条は、事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ、賃金支払能力がないこととする旨規定する。

### 3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、B社（以下「本件会社」という。）に雇用された労働者であったが、令和3年5月31日、本件会社を退職した。  
(認定申請書)
- (2) 審査請求人は、令和3年10月29日、本件会社が賃確令2条2項の中小企業事業主であって、事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ、賃金支払能力がない状態であることについて、認定を求める認定申請書を処分庁に提出して、本件認定申請をした。  
(認定申請書)
- (3) 処分庁は、令和4年1月28日付けで、本件認定申請につき、「事業活動が停止したとは認められないため。」との理由を付して、本件不認定処分をした。  
(不認定通知書)
- (4) 審査請求人は、令和4年4月1日、本件不認定処分を不服として本件審査請求をした。  
(審査請求書)
- (5) 審査庁は、令和5年3月28日、当審査会に対し、本件審査請求を棄却す

べきであるとして、本件諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

#### 4 審査請求人の主張の要旨

(1) 処分庁は、本件会社の社長と数回程度面談しているが、本件会社の実態を十分に把握したとは思えず、未払賃金についてもきちんと指導したとは聞いていない。そのような状況で本件不認定処分となり、300万円という未払賃金をどのように回収できるのか。

本件会社自体、国税や社会保険料の多額の未納や給与から天引きした住民税など不明瞭で不正だらけであり、会社として成り立っているのか調査していただきたい。裁判をしても得られるものはないといわれたので、未払賃金立替払制度により救済してほしい。

(2) 処分庁は、本件会社の事業継続を認めているが、タクシー事業以外の事業は本件会社の登記簿の業務内容に適合していない。

(審査請求書、反論書)

## 第2 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の判断は、おおむね以下のとおりである。

1 審査請求人は、本件会社が賃確令2条及び賃確則8条に規定する事業活動が停止し、再開する見込みがない状態と認められないことを理由として本件不認定処分がされたことを不服として、本件審査請求したものである。

本件の争点は、本件不認定処分の時点（令和4年1月28日）において、本件会社の「事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ、賃金支払能力がない」状況であるかであるが、本件については、以下の事実が認められる。

### (1) タクシー事業について

本件会社の代表取締役は、令和3年12月28日、処分庁からの聴取に対し、「会社は、令和2年頃から新型コロナウイルスの影響で経営が悪化し、令和3年5月31日に営業所を閉鎖し、現在はタクシー事業を停止しています。」、「会社は残っている支払いのために残っていますが、令和4年1月以降に運輸局に休止届を出す予定があり、今後、タクシー事業を再開する見込みはありません。」と供述している。

以上から、タクシー事業については、本件不認定処分の時点において、事業停止していることが認められる。

### (2) タクシー事業以外の事業について

ア 本件会社は、平成31年4月にC社と自動車運転管理業務委託契約を締結し、同月から同社のスクールバスを運行する事業を行っているものと認められる。本件会社が発行した令和3年12月5日付け請求書によると、同年11月分の運行業務に対する請求であると確認できることから、同年11月時点において上記の事業活動を行っていたことが認められる。なお、自動車運転管理業務委託契約書2条において、契約期間は、両社のいずれからの特段の意思表示がないとき、本契約は自動的に存続すると定められていることから、令和3年12月以降も当該事業活動を行っていたものと思料する。

イ また、本件会社は、令和2年9月3日付けで、D社に対し、新規仕入取引先申請書を提出し、同日以降、建設車両を工事現場へ回送する事業を行っているものと認められる。本件会社が発行した令和3年12月31日付け請求書によると、同月分（同月1日から同月21日まで）の回送業務に対する請求であると確認できることから、同年12月時点において事業活動を行っていたことが認められる。

ウ なお、本件会社のタクシー事業以外の事業は、本件会社の履歴事項全部証明書の目的に記載がないものであるが、「事業活動の停止」については、実態に基づいて判断するため、履歴事項全部証明書の目的にタクシー事業以外の事業について記載がないことを理由に、タクシー事業以外の事業が本件会社の事業ではないという評価はできない。

2 上記1のとおり、本件会社は、本件不認定処分の時点において、タクシー事業については事業停止していることが認められるが、その他の事業については、タクシー事業の停止以前から本件会社の業務として事業活動を行っており、また、事業活動を継続している状況が認められることから、本件不認定処分がなされた令和4年1月28日時点において事業活動が停止していたという事実は認められない。

3 本件会社には、債務が合計約7000万円あり、売掛金等の債権はほとんどないことから、賃金支払能力はないものと評価できるが、賃確令2条1項4号で定める「賃金を支払うことができない状態」について、賃確則8条で、「事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ、賃金支払能力がないこと」と定めているところ、本件会社は、上記2のとおり、「事業活動が停止し、再開する見込みがなく」には該当しないことから、賃確則8条に規定する状態であるとは認められない。

4 以上のとおり、本件会社について、事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ、賃金支払能力がないと認められないため、賃確令2条1項4号に基づき不認定とした本件不認定処分について、違法又は不当な点は認められない。

よって、本件審査請求には理由がないことから、本件審査請求は棄却されるべきである。

### 第3 当審査会の判断

#### 1 本件諮問に至るまでの一連の手續について

(1) 本件審査請求から本件諮問に至るまでの手續の経緯を見ると、以下のとおりである。

本件審査請求の受付：令和4年4月1日

反論書の提出：同年6月16日

審理員意見書の提出：令和5年3月10日付け

本件諮問：同月28日

(2) これら一連の手續をみると、本件審査請求の受付から本件諮問までに約1年の期間を要しており、とりわけ反論書の提出から審理員意見書の提出までに約9か月もの期間を要しているが、これだけの長期間を要する特段の理由があったとは考えられないので、審査庁においては、手續を迅速に進行させるための措置を講ずべきである。

(3) 上記で指摘した点以外には、本件諮問に至るまでの一連の手續に特段違法又は不当と認められる点はうかがわれない。

#### 2 本件不認定処分の適法性及び妥当性について

(1) 賃確法7条及び賃確令2条1項4号に基づく認定を受けるためには、事業主が、事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ、賃金支払能力がない状態になったことが必要であり、その認定に当たっては、事業主の活動内容を総合的に考慮して判断すべきものである。

(2) 本件においては、以下の事実が認められる。

ア 本件会社は一般乗用旅客自動車運送事業、一般乗合旅客自動車運送事業及びこれらに付帯関連する事業を目的とする会社である。

(履歴事項全部証明書)

イ 本件会社は、C社との間で、自動車の運行管理業務を受託する契約を締結しており、その契約期間（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）は自動更新するものとされていたところ、本件会社が上記契

約に基づく受託業務を行っていたことについては、令和3年12月5日付けの請求書（同年11月分の業務についてのもの）が存在する。

（自動車運転管理業務委託契約書、請求書2通（令和3年12月5日付け））

ウ 本件会社の取引先であるD社については、本件会社がD社のための建設車両の回送業務を行っていたことにつき、令和3年12月分の請求書が存在する。

（新規仕入取引先申請書、請求書（令和3年12月31日付け）、処理経過（抜粋））

そうすると、本件会社については、令和3年11月及び12月の事業活動が確認でき、また、C社との間の業務委託契約は本件不認定処分当時も存続していたものといえるから、本件不認定処分当時、本件会社が事業活動を停止していたと認定することは困難である。

### 3 まとめ

以上によれば、本件不認定処分が違法又は不当であるとはいえず、本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第2部会

委	員	戸	谷	博	子
委	員	木	村	宏	政
委	員	交	告	尚	史